

## 社会福祉法人常光会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成35年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 全職員に育児休業制度の概要を周知し、職場全体での理解を深め、育児休業を支える体制を整える。
- 随時 法律が改定されたら全職員に周知されるよう、職員会議等で通知を行う。

目標2：子どもを育てる労働者が、子育てに支障がでないよう、始業・就業時間を繰り上げ又は繰り下げできるようにする。

<対策>

- 平成30年 4月～ 産休・育休から復帰した職員や採用した子育て中の職員に、各々の実情に応じた勤務時間を設定する。
- 平成35年 3月 上記の状況を反映した、子育て中の労働者への対応をマニュアル等に明文化する。

目標3：所定外労働を減少させる。

<対策>

- 平成30年 4月～ ITシステムの更新により、現場職員の記録作業の軽減を図り、時間外労働を減少させる。
- 平成32年 4月～ 上記対策の効果を検証し、結果によっては新たな対策を策定する。